

(参考) 鉄道事故の定義について

1. 鉄道運転事故

列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。また、軌道の運転事故は、鉄道運転事故と同様である。

① 列車衝突事故

列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故

② 列車脱線事故

列車が脱線した事故

③ 列車火災事故

列車に火災が生じた事故

④ 踏切障害事故

踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故

⑤ 道路障害事故

踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故

⑥ 鉄道人身障害事故

列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（①～⑤の事故に伴うものを除く。）

⑦ 鉄道物損事故

列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（①～⑥の事故に伴うものを除く。）

2. インシデント

鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態であって、鉄道事故等報告規則第4条第1項各号に掲げるものである。

3. 輸送障害

鉄道による輸送に障害を生じた事態（列車の運転を休止したもの又は旅客列車にあっては30分（旅客列車以外にあっては1時間）以上遅延を生じたもの）であって、鉄道運転事故以外のもの